

広島大学歯学部同窓会歯科医院登録規定

第1条（目的）

本規定は、歯科医院への勤務を希望する広島大学歯学部同窓会員にその勤務を希望する歯科医院の情報提供を行い、就職支援を行うことを目的とする。

第2条（定義）

本規定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 同 窓 会 広島大学歯学部同窓会をいう。
- (2) 会 員 広島大学歯学部同窓会会員をいう。（但し、資格停止会員は除く）
- (3) 歯 科 医 院 広島大学歯学部同窓会員の勤務を希望する歯科医院。

第3条（登録歯科医院リストの作成）

- (1) 同窓会会長は、前第1条の目的を達成するため、勤務医を必要とする歯科医院を募集し、これに応募した歯科医院のリストを作成する。
- (2) 前項の募集に応募した歯科医院は、別紙1の登録用紙および別紙2のホームページ掲載用登録用紙に必要事項を記載し、同登録用紙を同窓会会長に対し提出した上で、別紙3の登録同意書に署名・捺印することを要する。また別紙2に記載された内容については、同窓会ホームページにて掲載するものとする。
- (3) 前項の登録同意書に署名・捺印した歯科医院を「登録歯科医院」、登録歯科医院のリストを「登録歯科医院リスト」というものとする。
- (4) 登録歯科医院リストは、同窓会事務局に置くものとする。
- (5) 登録歯科医院は、登録用紙に記載した内容に変更が生じた時及び勤務医を必要としなくなった時は、その旨を速やかに同窓会会長に届け出るものとする。
- (6) 別紙1の登録用紙には具体的内容を必ず記入するものとし、「応相談」あるいは「委細面談」等の曖昧な記載は避けること。

第4条（登録歯科医院リストの閲覧）

- (1) 会員は、歯科医院への勤務を希望する時は、別紙4の同意書に署名・捺印の上、登録歯科医院リストを閲覧することができる。
但し、同窓会会費を滞納している会員は、登録歯科医院リストを閲覧することができない。
- (2) 登録歯科医院リストは、前項の同意書の提出の後、同窓会事務局での閲覧もしくは同窓会事務局からの様式1の複写をFAXもしくは郵送にて閲覧できるものとする。E-mailでの情報の提供はこれを認めない。

第5条（雇用契約）

- (1) 登録歯科医院リストを閲覧した会員と登録歯科医院相互間で締結する雇用契約は、契約当事者相互の責任において行うものとし、同窓会は一切関知しないものとする。
- (2) 雇用契約が締結された時は、登録歯科医院はその旨を速やかに同窓会事務局に通知するものとする。

第6条（紛争の処理）

労使相互の間に紛争が生じた場合、その解決は紛争当事者において行うものとし、同窓会は一切関知しないものとする。

第7条（改廃）

本規定の改廃は、同窓会理事会の決議によらなければならない。

(附則)

この規定は、平成21年6月1日から、これを施行する。

平成24年月2日改正、平成24年3月2日より施行する。